

## 浜田キャンパスクラブ・サークル等活動におけるコロナ対策ガイドライン

(20230401~20230507)

### ○活動の範囲について

- ・活動場所（地域）および学内での活動時間の制限を解除する。
- ・学外指導者がいる団体については、学外・学内問わず指導に制限を行わない。
- ・学外での活動を希望する学生団体は、「学外における課外活動届」（従来使用のものと同じ）の提出の際に、以下の記載文書を添えて許可を申し出ること。
  - 1.参加する大会の主催団体・主催連盟によって示された感染防止対策について
  - 2.学生自身による健康観察の実施計画について
  - 3.移動手段・移動ルートにおける感染防止対策について
- ・学外での活動は、主催団体の感染対策および各団体の顧問の監督・責任のもと感染対策が十分になされていると判断された場合、許可する。
- ・学生団体が主催する合宿については、寝食を伴う活動による集団感染（クラスター）が発生する可能性があるため、引き続き許可しない。
- ・活動の許可及び不許可については、学生生活委員会及び学生支援係にて協議し、学生生活部長が決定する。

### ○活動中・活動前後の留意事項について

- ・活動ごとに参加者リストの提出を求めないが、各団体が参加者を必ず把握しておくこと。
- ・活動開始前に、代表責任者等（クラブ・サークルの部長、副部長が不在の場合は、代理の責任者を置くこと）立ち会いによる検温（37.5℃以上は参加不可）及び健康状況の確認をし、体調不良者（せき、のどの痛み含む）は参加させないこと。
- ・各競技団体や文化芸術団体が示す感染症対策に関するガイドラインを遵守すること。
- ・4密（密集、密接、密閉の「3密」＋飛沫が多く飛び会話）を回避、換気、手指消毒など感染対策を講じて活動すること。
- ・集団感染（クラスター）が発生した又は発生が疑われる場合は、罹患者の調査や療養の期間中、クラブ・サークル等の活動を自粛すること。
- ・活動中や活動前後に起因する集団感染（クラスター）が発生した又は発生が疑われる場合、保健所や大学等からの調査に協力すること。
- ・飲食を伴う活動や会合（懇親会、茶話会等）を行う場合は、代表責任者等（クラブ・サークルの部長、副部長が不在の場合は、代理の責任者を置くこと）の管理の下で感染防止対策を徹底して行うこと。また、飲食店を利用する場合は、感染対策を行っている店舗（新型コロナ対策認証店など）を極力選択すること。

### ○その他

- ・公認学生団体に所属していない任意団体についても、大学の構成員であるので、上記に準ず

ること。

- 新型コロナウイルスが感染症法上の5類に移行する2023年5月8日以降のガイドラインについては、別途検討する。